

茨城県知事 大井川 和彦 殿

阿見町長 千葉 繁



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年4月21日付け茨城県告示第499号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモスひたち野うしく店
所在地 阿見町大字荒川本郷字内キ178番1 外

2 届出者

名 称 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
住 所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
1. 環境対策について	1. 関係法令・条例等の遵守による廃棄物の適正な分別・処理とリサイクルの推進、環境美化・食品ロス削減・省エネ対策など、環境負荷低減と地域への啓発協力を願う。特に、騒音、振動、悪臭、公害等の防止及び苦情への誠意ある対応を願う。
2. 防犯・防災対策について	2. 適切な照明設備・防犯カメラ等の検討や「青少年の健全育成に協力する店」登録活動への協力、定期的な巡回・声掛け等による防犯対策の実施を願う。また、災害時における周辺町民への支援協力及び防火水槽の設置、町との災害協定締結について検討を願う。
3. 交通対策（適正な交通誘導・交通安全対策）	3. 繁忙時等の状況により、交通誘導・交通安全対策について適切に対処を願う。また、児童生徒の登下校時間帯における搬入・車両の規制及び交通整理員の配置を願う。
4. その他（街並み景観対策）	4. 茨城県屋外広告物条例等の関係法令の遵守を願う。

(2) 理由

1. 小売店舗内から排出される廃棄物等に係る保管・運搬・処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮を行なう必要があるため。
2. 犯罪の未然防止、青少年の健全育成に係りの深い業態区分のため、また災害時には物資等の流通が滞ることが見込まれたため。（状況に応じた対応を願う）
3. 駐車場の状況によっては周辺交通環境への影響が想定されるため。また、通学路に隣接しており、児童生徒が通行するため。（登下校時間帯は特に交通誘導・安全な交通完全対策の強化を願う）
4. 良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止のため。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。
2 配慮を求める事項は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。

